

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1279号)

平成26年12月12日

横情審答申第1279号

平成26年12月12日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

平成26年4月24日鶴税第42号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「入札書」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「入札書」のうち入札価額を非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「入札書」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成26年3月20日付で行った一部開示決定のうち、入札価額を非開示とした決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

入札価額は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第3号アに該当するため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

不動産の公売物件に対する入札価額は、一般に、公売対象不動産の所在地や形状、鑑定評価の程度のほか、買受後の将来の利用形態等により大きく異なるといわれている。

入札者は、入札価額を決定する際には、公売公告に示されている基本情報に加えて、入札者、特に不動産仲介業者等それぞれが有する長年の不動産取引状況や成約実績、買受売却価額等を踏まえて算出していると考えられる。これらの事情を勘案すると、入札価額は個々の法人等の営業上のノウハウを結集した意思表示そのものであり、これを開示することにより、当該入札者が他の法人等との間で競争上の不利益を被るなどの事業活動が損なわれるおそれがあることから、本号アに該当し、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

入札価額は非開示とすべき情報には該当しないと思われるため、本件処分を取り消し、開示するよう求める。実施機関が入札価額に根拠規定を適用する理由に納得がいかない。

5 審査会の判断

(1) 滞納処分により差し押さえた不動産公売に係る事務について

本市では、市税の滞納処分により差し押さえた財産（不動産）について入札による売却を行い、その売却代金を滞納市税に充当している。

地方税に係る滞納処分については、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により国税徴収法（昭和34年法律第147号）の例によるとされている。地方税法が準用する国税徴収法第101条では、入札をしようとする者は、その住所又は居所、氏名（法人の名称）、公売財産の名称、入札価額その他必要な事項を入札書に記載して提出することとされており、また、開札は入札者立会いの下、行うこととされている。同法第104条では、見積価額以上の入札者のうち最高の価額による入札者を最高価申込者として定めなければならないとし、同法第106条では、最高価申込者を定めたときは、直ちにその氏名及び価額を告げた後、入札の終了を告知しなければならないとしている。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、平成26年3月5日に磯子区役所にて実施された平成25年度横浜市・相模原市不動産共同公売における売却区分番号「鶴-2」の公売財産に対する入札書である。入札書には、入札者の住所（所在地）及び氏名（名称）、代理人の住所及び氏名並びに入札価額が記載されている。

実施機関は、本件申立文書のうち、代理人の住所及び氏名を条例第7条第2項第2号に該当するとして、入札者の住所（所在地）及び氏名（名称）並びに入札価額を同項第3号アに該当するとして、それぞれ非開示としている。

異議申立人は異議申立書の趣旨において、入札価額は非開示とすべき情報には該当しないと主張していることから、入札価額を非開示とした決定に対して異議申立てがなされたものである。

(3) 条例第7条第2項第3号の該当性について

ア 条例第7条第2項第3号本文では、「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。・・・ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、入札価額は個々の法人等の営業上のノウハウを結集した意思表示

そのものであり、これを開示すると、当該法人等が他の法人等との間で競争上の不利益を被るなどの事業活動が損なわれるおそれがあるため、本号アに該当すると説明している。

そこで当審査会は、平成26年8月1日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 不動産の公売とは、市税を滞納し、自主的な納付が見込めない場合などに、滞納者が所有する不動産を本市が差し押さえて滞納者に代わり買受人に売却し、滞納していた市税に充当するものである。

公売不動産の売買契約は、滞納者と買受人との間で締結されるものであり、本市は当事者とはならない。公売不動産が有する特殊性としては、本市は不動産の引渡義務を負わないこと、買受人は本市に対して瑕疵担保責任を追及できないこと、公売不動産に関する情報が限定され品質についての保証がないことなどが挙げられる。

(イ) 不動産公売の入札は、本市のウェブページや記者発表において広く広報している。不動産公売の参加者は、不動産仲介業者が中心になるが、特定の物件について入札したか、又はしなかったか、入札価額がいくらであったかなどは、これまで法人等が蓄積してきた当該法人等の固有の財産であるノウハウといえる。また、落札に至らなかった事実についても同様である。公売参加の意思、入札価額はノウハウを集結させた法人等の意思表示そのものであるから、入札価額を開示すると、法人等の利益や、他の法人等とのやり取りの間の競争上の地位を害し、当該法人等の事業活動が著しく損なわれるおそれがある。

(ウ) 法人等は、入札に当たり土地建物の資産価値、売出しまでにかかるコスト、得意エリアの拡大などを考えており、法人等は互いの情報を探り合いながら事業を進めている。計算のプロセスであるコストや利益までの具体的な情報はなくても、入札価額を専門家が見ればその背景にある法人等のノウハウは推測できる。入札価額を開示すると、それら法人等のノウハウ情報を開示することとなる。

(エ) 市有地の公募売却では一般競争入札売払募集要領に基づき、また、物品購入や業務委託等については横浜市物品・委託等に関する競争入札取扱要綱（平成8年4月1日制定）に基づき入札結果に係る情報を公表している。不動産公売と市有地の公募売却とのノウハウ性の違いとしては、入札価額を決定するに当

たつての意思形成過程に大きな差異がある。法人等は、前述の公売不動産が有する特殊性から、減価対象要因を正確に見極め、複雑な利害関係を確実に整理・解決する手段を講じ、商品価値を高めるための付加価値を加える手法を実行する必要がある。また、価格を設定するための高度な知識と経験や、営業実績に裏打ちされた創意と工夫を凝らした販売戦略など、特殊性を有する公売であるからこそ、法人等が積み重ねてきたノウハウが生き、入札参加の意思決定や入札価額に大きく反映されるといえる。

ウ 当審査会は以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 実施機関は、物品・委託等に係る競争入札の結果について、横浜市物品・委託等に関する競争入札取扱要領に基づき全ての入札者名と入札金額を本市のウェブページ等で公表している。また、市有地の公募売却に係る一般競争入札の結果については、各々募集要項に基づき全ての入札を対象として、その場で入札者名（入札者が個人の場合は「個人」であること）及び入札金額を公表することとしている。

一方、本件に係る不動産公売では、入札価額について、地方税法が準用する国税徴収法第106条第2項の規定に基づき、最高価額は公表しており、その余の価額は公表していない。

(イ) 当審査会は、物品・委託等に係る競争入札及び市有地の公募売却の入札に係る入札金額と不動産公売の入札に係る入札価額のノウハウ性の違いについて疑義があったため、実施機関に説明を求めた。しかし、実施機関は、市有地の公募売却と不動産公売に関する事務の違いについて説明するものの、不動産公売に関し、本号アの該当性についての具体的な説明はなかった。

(ロ) 各入札において法人等が入札価額を決定するに当たっては、法人等のノウハウをもって算出したであろうことは推察できるが、本件における情報は、合計金額のみの入札価額であって、本号アにより非開示とすべき生産技術、営業、販売上のノウハウに関する情報であるとは認められない。

(ハ) 以上のことから、実施機関による入札価額に係るノウハウ性の説明は説得力を欠き、原則公開とする情報公開制度に照らして条例上非開示とすべき合理性が見つからなかった。よって、入札価額は、これを公にしたとしても、入札者が他の法人等との間で競争上の不利益を被るなどの事業活動が損なわれるおそれがあるとは認められないことから本号アに該当せず、開示すべきである。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が入札価額を条例第7条第2項第3号アに該当するとして非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきである。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 三輪律江

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成26年4月24日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成26年5月15日 (第172回第三部会) 平成26年5月22日 (第248回第一部会) 平成26年5月23日 (第255回第二部会)	・諮問の報告
平成26年6月27日 (第256回第二部会)	・審議
平成26年7月10日 (第257回第二部会)	・審議
平成26年8月1日 (第258回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成26年9月4日 (第259回第二部会)	・審議
平成26年10月10日 (第260回第二部会)	・審議
平成26年11月14日 (第261回第二部会)	・審議